

英米信託法の基本的構造（1）

木下 毅

目次

- 第1章 問題の所在
- 第2章 物権的取決めとしての信託設定（以上本号）
- 第3章 受益者の準物権的権利
- 第4章 受託者の財産管理権
- 第5章 結語

第1章 問題の提起

1. 「イギリス人の法的天分の最も特徴的所産⁽¹⁾」といわれる「信託」(trust)制度は、封建制の崩壊に伴い法の近代化が要請されたときに、コモン・ローを補完する法体系として発展をみたエクイティの創造にかかる代表的制度である。イギリスにおいて生れ、アメリカに継受された信託制度は、大陸法系に属するわが国の私法体系のなかに、1872年のキャリフォルニア州民事法典(California Civil Code, 1872)⁽²⁾ およびイギリスの判例法を制定法化する実験的意味をもって制定された1882年のインド信託法(Indian Trust Act, 1882)⁽³⁾を母法として、摂取されるに至った、といわれる⁽⁴⁾。いわゆる大正デモクラシー期に「陪審法」とほぼ時を同じくして摂取された「信託法」(大正11年法律62号)⁽⁵⁾が、それである。このようにして法体系を異にするわが国に摂取された信託の法制度は、意思理論に基づく法律行為論、絶対無制限の支配権たる観念的抽象的所有権概念、および物権債権の峻別を中核とするわが国の私法体系⁽⁶⁾のなかにあって、あたかも「水の上に浮ぶ油のような異質的存在」⁽⁷⁾とされてきた。

ところが、信託法の制定後、一般にわが国の信託法学者は、英米信託法の基

本的構造をかえりみることをせず、わが国の通説は、いわゆるドイツ法的な「債権説」の法的構成を用いて信託関係を説明しようとしてきた。その結果、信託を設定する当事者の行為＝信託行為は、法律行為たる「契約」として契約の次元で把握され、受益者の権利は「債権」として構成され、受託者の権利は「完全権」として構成されてきた。⁽⁸⁾

また、わが信託法の母法とされているキャリフォルニア州民事法典は、英米法系における信託法とはいえ、フランス法の影響を強く受け、主としてフィールド (D. D. Field) により起草された1865年の民事法典 (Civil Code) を採択したものであるためか、大陸法的な債権説の立場に基づいている。⁽⁹⁾ この点で、キャリフォルニア州民事法典の立場は、英米法系に伝統的な信託法の立場を必ずしも正確に反映しているものといえず、むしろ大陸法的立場に近いことは注意する必要があるろう。⁽¹⁰⁾

かくして、わが国においては、信託行為は、委託者と受託者との間の「法律行為」と観念され、両者間の合意に基づく「第三者のための契約」として構成されてきた。英米法系にあっては、「財産法」(Law of Property) の一部と観念されてきた信託行為が、民事法典にいう13種の典型契約と並ぶ「預託型の契約」の一種として位置づけられてきたことは、このことを物語っている。⁽¹¹⁾ このようにわが国においては、信託行為は、「信託契約」として「契約法」(Law of Contracts) の次元で議論されてきたのである。わが国に伝統的な債権説の立場はいうに及ばず、かかる通説に対する不満を出発点として英米法的構成を撰取した最近の有力説においても、「信託」と「契約」とは区別されず、信託の典型的場合である「生前信託」(trust *inter vivos*) の設定は、委託者と受託者との間の「契約」として説かれ、信託行為は第三者約款のついた「信託契約」として法律構成されてきており、ドイツ法的発想から完全に脱脚したとはいえないように思われる。⁽¹²⁾

これに対し、英米法系においては、「信託」は、⁽¹³⁾ 「贈与」と共に物権的に構成され、債権的な「契約」とは区別されてきた。⁽¹⁴⁾ 英米法系において「信託契約」とか「贈与契約」といった用語が存在していないことは、このことを物語る証

抛といえよう。

信託法リステイトメント (Restatement (Second) of Trusts) も、「第三者のためにする契約は、信託ではない⁽¹⁵⁾」として、契約と信託とを峻別する立場をとっている⁽¹⁶⁾。

では、いかなる原因によって、かかる法的構成および法的発想の差異が生じてきたのであろうか。この点を解明するためには、英米法の法文化的伝統にまで遡って吟味する必要がある、と思われる。

2. プラグマティズム哲学、ソーシャル・エンジニアリングの理論等で著名なアメリカの代表的法学者であるパウンド (R. Pound) によれば、英米法⁽¹⁷⁾の精神ないし伝統を狭く観察すると、二つの特徴が看取される、といわれる。その特徴の一つは、「極端な個人主義」(extreme individualism) であり、他は、⁽¹⁸⁾「関係」(relation) 思想ともいべきものである。両者は、全く相異なる方向を指向する要因であるが、「信託」はこれらのうちで後者の「関係思想」的要素を濃厚に有している⁽¹⁹⁾法制度の一つとされている。

では、この「関係」とは、具体的にどのような内容を有する概念であらうか。

イギリス法は、歴史的には中世の封建法的なコモン・ローたる不動産法を中心に形成され、これが歴史的継続性を維持しつつエクイティによって近代化されて行くが、その近代化の過程において信託法理の発展が見られた。封建法においては、封建制度の人的要因である「領主と領民」(landlord and tenant) との間の主従 (lord and man) の関係という思想が、当初不動産法を中心として生成され、時代の進展と共に不動産法の範囲を越えて広く一般的にコモン・ローの基本的発想=独自の法的思惟方法を形成してきた。たとえば、代理法を伝統的には“Law of Agency”とはいわず、“Law of Principal and Agent” (本人と代理人とに関する法) と呼び、不動産売買法を“Law of the Sale of Land”⁽²⁰⁾ といわず、“Law of Vendor and Purchaser” (売主と買主に関する法) と呼ぶなど、関係を中核とする発想が、用語例にも顕著に見られる。

この関係思想とは、パウンドによれば、「当事者の意思 (will) と関係なく権

利義務を設定し、法的効果の基礎として法律行為 (legal transactions) よりもむしろ当事者の関係 (relations) を重視し、責任 (および法的無能力) を個人に課すというよりも、むしろあるクラスのメンバとして、ある一定の関係に立⁽²¹⁾っている者に課すという傾向」とされている。

わが法を含む大陸法系に属する法律家は、「すべての法的問題を行為者の意思、ならびに、その意思および行為の論理的含蓄を中心として考察するのに対し、英米法系の法律家は、ほとんどすべての法的問題——前世紀において、大陸法系の法律家の見方を取り入れて処理された問題は別として——を、関係およびその関係に当然含まれ、またはその関係に効力を付与するに必要な相互的⁽²²⁾権利義務というその関係の内容を中心として考察する」のである。

このように、英米法の根本思想は、「意思」ではなくして、むしろ「関係」であり、英米私法においては、あらゆる面で「法律行為」よりもむしろ「関係」に着目する傾向が、強く看取される。⁽²³⁾

信託についても、かかる関係理論的発想が強く見られる。すなわち、英米の法律家は、信託を「信託引受もしくは信託宣言または遺言執行者の資格付与に伴う意思表示の内容としては考えない⁽²⁴⁾」。彼らは、むしろ「信認関係 (a fiduciary relation) に伴う権利義務、および、信義誠実の関係 (a relation of good faith) としての受託者の地位 (trusteeship) または遺言執行者の地位 (executorship) に効果を付与するものとしての法的内容を考える⁽²⁵⁾」のである。かくして、英米法系は、「関係当事者の意思如何にかかわらず、関係に付加され、関係に包含される権利義務を伴った信認関係 (fiduciary relations) という法的⁽²⁶⁾カテゴリを創り上げてきた」のである。

信託法リステイメントが、信託を定義して「財産権に関する信認関係⁽²⁷⁾ (a fiduciary relationship with respect to the property) とし、「信託義務は、信認関係 (the trust relation) から生ずるものであって、合意 (an agreement) ないし契約 (contract) に基礎を有するものではない⁽²⁸⁾」とコメントしているのは、以上に述べてきた英米法系に独自の法的思惟方法である関係思想を表わしているものといえよう。

3. かかる観点から比較法的に信託法の基本的構造を問題とする場合、少なくとも次の三つの主要な特徴が存在しているように思われる。

第1に、わが国における信託は、委託者と受託者との間の債権債務関係ないし契約に重点を置いて構成され、委託者と受託者とを対立関係に置く傾向が強い⁽²⁹⁾のに対し、英米法系における信託の設定は、信託財産を信託目的による拘束を加えつつ自己の財産圏から分離する行為と観念され⁽³⁰⁾、信託関係発生後は信託目的は自立し、委託者の意思から離れた独自の存在を有するに至るため、信託を受益者（委託者ではなく）と受託者との対立関係において構成する傾向が強く見られる⁽³¹⁾。すなわち、英米法系にあっては、委託者の意思は、信託目的として信託財産のなかに化体され、委託者は、固有の信託関係からは離脱することになる⁽³²⁾。英米法系において、委託者の権利が、修正権（a power to amend）ないし撤回権（a power to revoke）として留保されていないかぎり、原則として認められないのは、かかる理由によるものと思われる⁽³³⁾。

その結果、わが国の通説的立場からは、生前信託については委託者が信託契約の当事者として受託者に対し履行請求権を有することを認めるの⁽³⁴⁾に対し、英米法系においては、委託者は、履行請求権を原則として有しない、とされる⁽³⁵⁾。

かくして、英米法系における信託関係は、信託設定後は受益者対受託者の関係となり、しかも単なる債権債務関係とは異なった信託財産中心の関係となるのである。

第2に、わが国の信託法は、「法律行為によって発生した信託（設定信託または任意信託と呼ばれる）を前提としており、ただ、信託終了の際一種の法定信託を認めるにすぎない（63条、73条）」⁽³⁶⁾のに対し、英米法系にあっては、受託者の信託違反により信託財産が違法に処分された場合などにも、法定（擬制）信託（constructive trust）という法技術を通じて、不当な利得を得た者からそれを吐き出させるために用いられる。そして、その場合に特定の金銭に対する所有権という観念が、有効に用いられている。すなわち、受託者が信託義務違反によって信託財産を第三者に処分し、または自己の固有財産とした場合に

は、善意有償取得者 (bona fide purchaser) の手中に落ちないかぎり、受益者は、信託財産を追求してその物自体を取り戻すことができる。仮に信託財産を取り戻すことができなくとも (あるいは、できる場合であっても)、信託財産の変形物に対して追求権を有する⁽³⁷⁾。

このように、信託財産は、観念化された独立的存在となり、信託違反の問題も信託財産性の一面として理解することが可能となる。信託は、信託財産を中核として、信託当事者のみならず、一般の第三者をも信託関係のなかに、いわば法定 (擬制) 的に取り込む。この法定 (擬制) 信託は、当事者の意思とは無関係に、法の作用により成立する信託であり、その点で関係理論的アプローチを示す典型例といえよう⁽³⁸⁾。特にアメリカにおいては、この法技術が頻繁に駆使され、固有の信託の領域外においても、当事者間の関係を妥当に調整してきていることに注意する必要がある⁽³⁹⁾。

第3に、わが国の通説は、受託者の完全権を認めつつ、受託者は、信託行為の原因行為によって、信託財産の管理処分をなすべき義務を負わされているものとしてきた⁽⁴⁰⁾。受託者の権利が「債権」として構成され、受託者の権利が「完全権」として構成されてきたことは、この間の事情を物語っている。これに対し、英米法系においては、かかる「所有」と「管理」のギャップ (分裂) を埋めようとする法の努力がなされてきており、信託関係 (fiduciary relation) の効果として受託者 (fiduciary) たる受託者に忠実義務 (loyal duty) が課せられていることは、その一顕現とみられる⁽⁴¹⁾。そして、この所有と管理のギャップは、信託関係において最も顕著に見られるところから、形式的には完全権者でありながら実質的には管理権者に過ぎない受託者は、受託者のなかでも最も高度の忠実義務を負わされる結果となっている⁽⁴²⁾。

4. 以上の叙述を踏まえて信託法の基本的構造を比較法的に探求する場合、前述の特徴に対応する三つの主要な論点があるように思われる。

第1の論点は、信託 (設定) 行為を「契約」とみるか、それとも「物権的取決め」 (property arrangement) とみるかに関し、この論点は、主として「信

英米信託法の基本的構造 (1)

託宣言」(declaration of trust) の成立要件をめぐって⁽⁴³⁾顕在化する。

第2の論点は、受益権を「契約上の権利」として構成するか、それとも「物的権利」をも帶有するものとして構成するかに関し、この点は、「第三者のためにする契約」と「信託」との関係を如何に把握するかにかかっている。⁽⁴⁴⁾

第3の論点は、受託者の権利を「完全権」(ownership)として構成するか、それとも「財産管理権」(trusteeship)として構成するかに関し、この点は、法主体たる受託者の「行為」を中心にとらえるか、それとも「信託財産」を法主体的にとらえるかをめぐって問題となろう。⁽⁴⁵⁾

以上の問題意識の下に、わが国の信託法を念頭に置きつつ、英米信託法の基本的構造を比較法的観点から機能的に考察することが、本稿の目的である。

- (1) G. W. Keeton, *Social Change in the Law of Trusts* 1 (1958). *See also* F. W. Maitland, *The Law of Trusts* 23 (1909, rev. ed. 1966).
- (2) Calif. Civil Code, 1872 §§654—871 (Title 4, Uses and Trusts), §§1427—2289 (Title 8, Trust).
- (3) The Indian Trusts Act, 1882.
- (4) 倉橋駿一, カリフォルニア州信託法概説(1), 7信託協会会報3号15頁(1933)。
- (5) 信託法の特別法ともいふべきものとして、同法の制定前に制定された担保附社債信託法(明治38年法律52号)がある。この法律も、英米法を全面的に移植したものとされている。伊藤正己, 日本における外国法の摂取, 4イギリス, 14現代法(外国法と日本法)282—84頁(1966); 四宮和夫, 信託法2頁(1958)。
- (6) 川島武宜, 所有権法の理論(1949)参照。
- (7) 四宮, 前掲(註5)はしがき1頁。
- (8) 一例として, 入江真太郎, 信託法13, 22—25, 53—55頁(1940)参照。
- (9) L. M. Friedman, *A History of American Law* 340 (1973); G. Gilmore, *The Ages of American Law* 27 (1977). フィールド法典一般については, 田中英夫, アメリカ法の歴史(上)405—15頁(1968)に詳しい。
- (10) Calif. Civil Code § 863 (“The beneficiaries take no estate or interest in the property, but may enforce the performance of the trust.”). *See* W. W. Ferrier, Jr., *Implied Condition of Survivorship in Gifts of Future*

- Interests in California, 40 Cal. L. Rev. 49, 55 (1952) (“Section 863 was construed as referring to the legal title only, and as recognizing that the beneficiary has an equitable title to the trust property.”).
- (11) Cf. 我妻栄, 民法大意 (中巻) 438頁以下 (2d ed. 1971).
- (12) 四宮, 前掲 (註6) 34—35頁。
- (13) F. H. Lawson, Introduction to the Law of Property 54—55 (1958); A. J. Casner & W. B. Leach, Cases and Text on Property 99—159 (2d ed. 1969).
- (14) A. W. Scott, Law of Trusts § 31 (1960).
- (15) Restatement (Second) of Trusts § 14.
- (16) *Id.* at Comment a (“The beneficiary of a trust has the beneficial interest in the property; the beneficiary of a contract has merely a personal claim against the promisor”).
- (17) R. Pound, The Spirit of the Common Law 13—14 (1921).
- (18) R. Pound, Interpretation of Legal History 56—63 (1967).
- (19) Pound, *supra* note 17, at 24—25; Pound, *supra* note 18, at 57.
- (20) Pound, *supra* note 17, at 21—22.
- (21) *Id.* at 14.
- (22) Pound, *supra* note 18, at 57 (高柳賢三訳, 法律史観 (1931) 参照).
- (23) パウンドは, 大陸法的意思理論 (will theory) に対して, 英米法的関係理論 (relational theory) を対置させる。*Id.* at 58, 56—57.
- (24) *Id.* at 57.
- (25) *Id.*
- (26) Pound, *supra* note 17, at 25.
- (27) Restatement (Second) of Trusts § 2.
- (28) *Id.* at § 74, Comment a.
- (29) 田中實, 雨宮孝子, いわゆる「信託宣言」の問題について, 「信託」復刊100号39頁 (1974)。
- (30) 拙稿, 物権的取決めとしての信託設定—特に信託宣言の成立要件をめぐって—, 123会報信託4—21頁 (1980) 参照。
- (31) Restatement (Second) of Trusts § 200 (“No one but a beneficiary or one suing on his behalf can maintain a suit against the trustee to en-

英米信託法の基本的構造 (1)

force the trust or to enjoin or obtain redress for a breach of trust.”); *id.*, § 14, Comment c (“Although the promisee as well as the beneficiary may sue upon a contract for the benefit of a third party..., the settlor of a trust, unless he is also a beneficiary, cannot enforce the trust.”); *id.*, § 200, Comment b (“Neither the settlor nor his heirs or personal representatives, as such, can maintain a suit against the trustee to enforce a trust or to enjoin or obtain redress for a breach of trust.”). *See also* Scott, *supra* note 14, at § 200.1; G. E. Palmer, *Cases and Materials on Trusts and Succession* 357 (2d ed. 1968) (“Once established, the principal relation with respect to the property is between the trustee and the beneficiary.”).

- (32) 四宮和夫, 信託法における信託違反受託者の賠償責任の性質, 信託の研究 173—74頁 (1965) は, 英米法において原則として委託者の権利が認められないのは, かかる理由によるものとされている。
- (33) Restatement (Second) of Trusts § 200, Comment b (“Where... the settlor retains an interest in the trust property, he can of course maintain a suit against the trustee to protect that interest. Thus, if the settlor is also a beneficiary of the trust, or if he has an interest by way of resulting trust, or if he has reserved power to revoke his interest.”). *See also* Scott, *supra* note 14, at § 200.1; Palmer, *supra* note 31, at 357.
- (34) わが法においては, 信託を契約として構成するコロラリとして, 信託法学者は委託者の履行請求権をつねに認めている。四宮, 前掲 (註5) 163頁, 就中註1。もっとも, 163頁の説明と161頁の説明との間に矛盾が見られる。
- (35) Restatement (Second) of Trusts § 200.
- (36) 四宮, 前掲 (註5) 5頁。
- (37) Restatement (Second) of Trusts § 288, Comment a. *See also* Scott, *supra* note 14, at § 202, §§ 507—52.
- (38) 1 K. Zweigert & H. Kötz, *Einführung in die Rechtsvergleichung auf dem Gebiete des Privatrechts* 337—38 (1971); 大木雅夫訳, 比較法概論521—22頁 (1974).
- (39) J. P. Dawson, *Unjust Enrichment* 26—33 (1951).

- (40) 入江, 前掲(註8) 11—16頁。
- (41) Restatement (Second) of Trusts § 170 (1); Calif. Civil Code § 2228 (前段). Cf. Calif. Civil Code §§ 2229—34; The Indian Trusts Act §§ 14, 51—52. 邦語による文献として, 四宮和夫, 受託者の忠実義務, 信託の研究 208 頁以下参照。
- (42) Scott, *supra* note 14, at § 495.
- (43) 拙稿, 前掲(註30)。
- (44) 拙稿, 受益者の準物権的権利—第三者のためにする契約と信託の関係について—, 127会報信託 4 頁以下(1981) 参照。
- (45) 拙稿, 受託者の財産管理権と信託財産の法主体性について—財産管理制度としての信託について—, 131会報信託(1982) 掲載予定。

第2章 物権的取決めとしての信託設定 ——特に信託宣言の成立要件

1. わが信託法第1条は, 信託が成立するためには, 「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為」⁽⁴⁶⁾すことを要件としているが, 英米法系においても, 生存者間の通常の信託の設定には, (1)信託を設定する旨の設定者の意思表示, および, (2)受託者への信託財産の譲渡⁽⁴⁷⁾が要件とされている。

わが国の代表的な通説的見解によれば, 生前信託の場合の信託契約は, 「委託者が信託の目的に従ひ, 一定の財産権に付き, 移転其他の処分を為さんことの申込を為し, 之に対し受託者が承諾を為すことに因り, 成立する」⁽⁴⁸⁾とされ, したがってそれは, 信託法第1条の規定にもかかわらず, 債権説的立場から「諾成契約の性質を持つ」⁽⁴⁹⁾ものとされてきた。

これに対し, 英米法系においては, 信託の設定=受益権の発生は, 「契約」の次元というよりは, むしろ「譲渡行為」(conveyance)として観念されてきた。⁽⁵⁰⁾譲渡行為たる財産処分(disposition of property)には, 贈与による譲渡, 遺贈による譲渡, 売買による譲渡などがあるが, 信託行為も, かかる財産権処分の一方法と観念⁽⁵¹⁾されている。

英米信託法の基本的構造（1）

そして、信託（設定）行為の実質的な相手方は、受託者というよりもむしろ受益者とされ、信託（設定）行為は、委託者が受益者に対しエクイティ上の物権⁽⁵²⁾の権利（equitable interest, equitable estate）を与える行為とされてきた。かくして、信託関係は、信託財産を中心とした受益者と受託者に対する関係として構成されるに至ったが、これに対し、信託（設定）行為は、委託者対受益者間に実質を有する行為（transaction）として位置づけられてきたのである。⁽⁵³⁾

英米法系における信託（設定）行為は、贈与の場合と同様、財産権を自己の財産圏から分離するという、現実の給付＝「財産権の移転」が成立要件とされている。もっとも将来信託を設定するという約束は、約因その他の契約の成立要件を具備すれば、契約としての法的保護を与えられるが、かかる信託設定契約は、「信託」とは区別された「契約」法上の問題として法的に処理されてきた。⁽⁵⁴⁾

このように、信託は、あくまで財産権の移転（conveyance）により設定され、通常は現実の給付なくして信託の設定はありえない、とされる。このことは、信託（設定）行為に「(封建的) 占有引渡」(livery of seisin) の観念が潜在的に存在してきたことを物語っている。⁽⁵⁵⁾

この点で、英米法系における信託（設定）行為は、ローマ法ないしわが国の要物契約（英米では、“real contract” という）に類似する面はあるが、それは結局アナロジィたるに止まり、わが民法の要物性は沿革的にそうであったという以上の意味はなく、したがってまた、そう厳格に解されることもないのとは、⁽⁵⁶⁾対照的である。英米法系において、「信託」と「契約」とが、⁽⁵⁷⁾相対立する法的カテゴリーに属する、とされているのは、前者が財産法的構成をとることから来ているのである。

かくして、英米法系における信託（設定）行為は、贈与の場合と同様、財産権の移転を要件とする一方的債務負担行為としての性質を有し、「受託者が欠けても失効しない」⁽⁵⁸⁾のが原則である。それ故、信託（設定）行為は、委託者1人1個の意思表示だけで成立する単独行為としての性質を有するといえようか。⁽⁵⁹⁾いずれにせよ、契約の場合と異なり、受託者ないし受益者による承諾は要件と

されていないことに注意する必要がある⁽⁶⁰⁾。

2. これに対し、信託設定者が生前の単独行為により自ら受託者となる「信託宣言」の場合にも、受託者への「信託財産の譲渡」が要件とされるであろうか。

英米法系においては、わが信託法第1条の通説的解釈と異なり、委託者が自らそのまま受託者となる「信託宣言」が19世紀初頭以来認められてきた⁽⁶¹⁾。信託言の有効性は、主として約因 (consideration) をめぐる信託の判決例を通じて宣論議されてきた。というのは、信託(設定)行為は、財産権の移転を伴わない場合は、約因が必要である、と解されてきたからである⁽⁶²⁾。しかし、英米法系にあっては、信託宣言は、将来何らかの行為をする約束としてではなく、設定時に信託財産に対する受益権を移転する行為と観念されている⁽⁶³⁾。

では、委託者が受託者となるため、財産権の現実の移転が要件ではなくなる信託宣言の場合には、財産権の移転の実質はいかなる行為に見出されるのだろうか。

信託宣言を最初に認めた古典的先例は、1811年のパイ事件⁽⁶⁴⁾であり、それは丁度イギリス法に大陸法的な意思理論が影響を与えはじめた頃に当る。この事件においてエルドン卿は、従来「エクイティは無償取得者を保護せず」(Equity will not aid a volunteer) とされてきた法準則を放棄し、信託宣言は約因なしでも有効に成立する、と判示するに至った。この事件においては、「当事者がある株券 (stock) の受託者になると自ら宣言した場合、当該株券はそれ以上の要件なしに受託者の財産となる⁽⁶⁵⁾」とされ、信託宣言による信託設定の要件としてその意思表示だけでよい、と判示されるに至った。

この事件以降の主たる争点は、信託宣言は、(1)信託を設定する旨の設定者の意思表示だけで、要件として必要かつ十分であるのか、それとも、(2)プラス・アルファとして、受託者への財産権の譲渡に代るものが必要とされるか、という点に関する。

この点に関し、1867年のリチャードソン対リチャードソン事件⁽⁶⁶⁾およびモーガ

英米信託法の基本的構造 (1)

ン対モールソン⁽⁶⁷⁾事件は、大陸法的意思理論の強い影響の下に、パイ事件を踏襲し、それぞれ引渡前の無償捺印譲渡証書 (voluntary deed of assignment) および非捺印証書 (引渡済) による贈与約束に対して信託宣言としての効力を認め⁽⁶⁸⁾たが、これらの2判決は、7年後の1874年のリチャーズ対デルブリッジ事件により覆されるに至る。

この事件は、「工場を与える旨の覚書」により信託宣言が成立したか否かが争点となった事案であるが、その要件に関しジェセル裁判官は次のように判示するに至った。「信託宣言に効力を付与するに必要な唯一のこと、すなわち、不可欠のことは、贈与者、譲与者等が信託宣言の時までに自己のものであった権利を完全に分離し (absolutely part with)、その点に関し自己の権利を法律上有効に移転し (effectively change)、当該財産を少なくとも権利について自己の支配圏の外におかなければならないことである⁽⁶⁹⁾」と。

この判例の流れは、20世紀前半のアメリカの判例にも引き継がれて行く。たとえば、1902年のヒッコック対バンティング⁽⁷⁰⁾事件において、信託財産たる3千ドルは分離され (set apart)、または信託の目的物となりうるような方法で識別⁽⁷¹⁾されていなければならない、とされ、1916年のモレラ対クーパ⁽⁷²⁾事件においては、「金銭を取得し、その後それを信託として保有するという単なる約束は、少なくとも当該金銭が約束に従って取得されたといえるほど既履行の状態に置かれるまでは、信託の設定があったとはいえない⁽⁷³⁾」とされ、また1930年のブラウン⁽⁷⁴⁾事件においては、「信託宣言は、単なる意思だけではなく、履行された行為 (act performed)⁽⁷⁵⁾の宣言を意味する」とされた。

これらの事件は、「大法官が、贈与的な信託宣言において、エクイティ上の (物権的) 権利の譲渡の実質 (substance of a conveyance of the equitable interest)⁽⁷⁶⁾があると判断した」(Pound) 事件と見ることができよう。すなわち、信託宣言が成立するためにも、単なる「設定者の意思表示」だけでは足りず、プラス・アルファとして「信託財産の固有財産からの特定・分離」等により、通常の財産権の移転に対応する物権的行為の実質が存在することが、要件とされ⁽⁷⁷⁾ているといえよう。

- (46) 信託法第1条の規定は、Restatement (Second) of Trusts §17(b) にいう “a transfer *inter vivos* by the owner of property to another person” の要件を具備している。しかしながら、わが信託法の母法といわれているカリフォルニア州民事法典は、フランス法の影響を受けたためか、債権説の立場に立っており、財産権の移転が要件とされていないことに注意。Calif. Civil Code §2221 (“[A] voluntary trust is created, as to the trustor and beneficiary, by any words or acts of the trustor, indicating with reasonable certainty: 1. An intention on the part of the trustor to create a trust, and, 2. The subject, purpose, and beneficiary of the trust.”); §2222 (“[A] voluntary trust is created, as to the trustee, by any words or acts of his indicating, with reasonable certainty: 1. His acceptance of the trust, or his acknowledgment, made upon sufficient consideration, of its existence, and, 2. The subject, purpose, and the beneficiary of the trust.”)。これに対し、イギリス信託法を比較的忠実に反映しているとみられるインド信託法は、財産権の移転を要件としている点に注意。The Indian Trust Act §6 (“[A] trust is created when the author of the trust indicates with reasonable certainty by any words or acts (a) an intention on his part to create thereby a trust, (b) the purpose of the trust, (c) the beneficiary, and (d) the trust-property, and (unless the trust is declared by will or the author of the trust is himself to the trustee) *transfers the trust-property to the trustee.*”) (Emphasis added).
- (47) Restatement (Second) of Trusts §§23—27. 信託行為には、信託という文言を用いる必要はなく、意思表示の解釈によって信託設定の意思表示があったと認められれば足り、それ以上になんら特別の方式を必要としない。*Id.* at §24. しかし、信託財産と考えられる物の譲渡を受けた者に、単なる道徳的義務を負わせるに過ぎず、法的に拘束する意思が明らかでない場合には、信託とはならない、とされている。また、いわゆる「懇願的言葉」(precatory words)、たとえば、“wish”, “hope”などは、かつては信託設定の意思ありと解されることが多かったが、近時の判例は、これを否定的に解する傾向にある。*Id.* at §25. Scott, *supra* note 14, at §17. わが信託法における信託設定要件として以上の2要件の他に、あるいはその前提として、いわゆる「三大確定性」

英米信託法の基本的構造 (1)

- (three certainties) といわれている「信託財産」、「信託目的」および「受益者」を適法に指定しなければならない、とされることが多い。四宮、前掲(註5) 48, 51—52頁。カリフォルニア州民事法典およびインド信託法は、いずれも「三大確定性」を要件としていることから、これらの影響によるものと思われる。Calif. Civil Code §§ 2221 (b), 2222 (b); The Indian Trust Act § 6 (a)(b)(c). なお、土地に関する信託については、詐欺防止法 (Statute of Frauds) により、その証拠として設定者の署名ある書面が要求され、遺言による信託の設定には、遺言法により要求される方式を具備することが要件とされる。
- (48) 入江、前掲(註8) 22頁。
- (49) *Id.*
- (50) Restatement (Second) of Trusts, Introductory Note of the Creation of a Trust at 57—58.
- (51) *Id.* at 57. 贈与と信託とは、目的物の引渡が要件とされている点で共通しているが、贈与は、譲受人の利益のための譲渡であるのに対し、信託は、第三者の利益のための譲渡である点で区別される。両者は、英米法上微妙な接点を形成しているが、信託設定者がはじめから信託宣言の意思を表示すれば、信託の目的物の引渡がなくとも有効になされる場合であっても、贈与の目的物の引渡がないため無効とされる贈与を、信託宣言と再構成し、信託宣言として有効とすることは許されない。次に、遺贈と信託とは、前者が一定の方式を要件としているのに対し、信託は、詐欺防止法 (Statute of Frauds) の適用ある場合を除き、無方式であるのが原則である。第3に、売買と信託とは、前者の売買契約が将来財産権を処分するという約束であるのに対し、後者の信託は、現在財産権を処分することを指す。もっとも、前者でも現実売買 (sale) は契約ではなく、財産権の処分を意味する。
- (52) Lawson, *supra* note 13, at 10; Restatement (Second) of Trusts § 2, Comment f.
- (53) Restatement (Second) of Trusts § 200, § 14, Comment c; Palmer, *supra* note 31, at 357.
- (54) Restatement (Second) of Trusts § 30, § 26. 信託設定者が現在の信託を設定する意思を表示しておらず、ただ単に、将来、信託を設定しようとする意思を表示しているに過ぎない場合は、信託は現在設定されたことにはならない。信託の設定は、「現在」財産権を処分することであり、「将来」処分をなすと

いう約束 (undertaking) ではない。「信託の設定」と「契約の成立」とは、明確に区別することが重要である、とされている。すなわち、「生前行為で、その意思表示の後に信託を設定するという意思表示は、信託設定の効力を生じない」 (§ 26) が、このような「信託を将来設定しようとする約束は、強制可能な契約の要件と一致する場合にかぎり、強制することができる」 (§ 30)。それ故、将来の信託設定は、「信託設定」の問題ではなく、「契約成立」の問題であり、もっぱら契約法の問題として処理されることになる。したがって、その成立のためには、「約因」 (consideration) ないし「約束的禁反言」 (promissory estoppel) が存在しなければならない。なお、信託設定者が、現在の譲渡という文言を用いてはいるが、いまだ自己が譲渡しようと考えている財産権についての所有者でない場合も、結果は同様である。

- (55) R. Pound, Consideration in Equity, 13 Ill. L. Rev. 667, 674 (1919).
- (56) *Id.* at 669.
- (57) 我妻栄, 債権各論中巻[1] 350—52頁 (1957)。
- (58) “Trust shall not fail for want of a trustee”.
- (59) C. D. Wulf, The Trust and Corresponding Institutions in the Civil Law 28 (1965) (“a unilateral declaration of the settlor”, “the sole declaration of the settlor”); Scott, *supra* note 14, at § 23 (“only if the settlor properly manifests an intention to create a trust.”).
- (60) Restatement (Second) of Trusts §§ 35—36. *See also* Adams v. Adams, 21 Wall. (88 U.S.) 185 (1874) (受託者); Matter of Brown, 252 N.Y. 366, 169 N. E. 612 (1930). 英米信託法においては、設定意思の表示があれば足り、表示された信託設定の意思が (信託行為の形式上の相手方である) 受託者に伝達されることを必要としないし、また、表示された信託設定の意思が (信託行為の実質上の相手方である) 受益者に伝達されることを必要としない。
- (61) 信託宣言の有効性は、主として約因 (consideration) をめぐる信託の判例を通じて有償か無償かの問題を中心に発達してきた。元来、「信託の設定」は、「財産権の移転」を伴わない場合には、約因がなければ有効になしえないものとしてあつかわれ、「エクイティは、無償取得者を保護せず」 (Equity will not aid a volunteer) と解されてきた。かかる伝統的な発想があるなかで、無償の信託宣言を認めるに至った最初の古典的先例が、他ならぬ *Ex Parte Pye*, 18 Ves. 140, 34 Eng. Rep. 271 (1811) である。信託宣言とは、財産のコモン・

英米信託法の基本的構造 (1)

ロー上の所有者が自己を受託者としてコモン・ロー上のタイトルを移転しないで自己から受益的所有権を奪い、爾後自己は他人を受益者として財産の権利を保有する旨の意思表示をすることにより、信託設定をする場合をいう (Richards v. Delbridge (1874), L. R. 18 Eq. 11)。このように信託宣言は、通常の設定要件たる財産権の移転が行われず、信託設定者が依然信託財産の権利者であって、ただ爾後受益者のため財産を保有する旨宣言するのであるから、日本法流に考えれば「債務を負う契約」のようであるが、英米法では「将来信託を設定する約束」と「信託の設定行為」とを区別し、「将来信託を設定する約束」は契約 (contract) と見てその成立に約因または捺印証書を要するものとするが、「信託宣言」は将来なんらかの行為をする約束としてではなく、信託財産に対する受益権を、その時に移転する行為と観念され、それは約因なしで有効に成立するとされている。Scott, *supra* note 14, at § 30.

- (62) *Ex parte* Pye, 18 Ves. 140, 34 Eng. Rep. 271 (1811). Scott, *supra* note 14, at § 28; G. G. Bogert, *Trusts and Trustees* §§ 201—02 (1935). See also *Restatement (Second) of Trusts* §§ 28—29.
- (63) *Restatement (Second) of Trusts* §§ 57—58 (Introductory Note of Chapter 2).
- (64) *Ex parte* Pye, 18 Ves. 140, 34 Eng. Rep. 271 (1811).
- (65) *Id.* at 18 Ves. 150, 34 Eng. Rep. 274.
- (66) *Richardson v. Richardson* [1867], L. R. 3 Eq. 686.
- (67) *Morgan v. Malleson* [1870], L. R. 10 Eq. 475.
- (68) *Richards v. Delbridge* [1874], L. R. 18 Eq. 11.
- (69) *Id.* at 13.
- (70) *Hickok v. Bunting*, 67 App. Div. 560, 73 N. Y. S. 967 (1902).
- (71) *Id.* at 73 N. Y. S. 969.
- (72) *Molera v. Cooper*, 173 Cal. 259, 160 P. 231 (1916).
- (73) *Id.*
- (74) *Matter of Brown*, 252 N. Y. 366, 169 N. E. 612 (1930).
- (75) *Id.* at 252 N. Y. at 375. ただし、この点は、傍論。
- (76) R. Pound, *supra* note 55, at 678.
- (77) 本章の詳細については、拙稿、物権的取決めとしての信託設定—特に信託宣言の成立要件をめぐる—、123会報信託 4—21頁 (1980) 参照。

(立教大学法学部教授)

